

行政上の実力行使

(百選「I-104」～「I-107」)

問題 001

鉄道営業法42条1項は、鉄道事業の公共性にかんがみ、事業の安全かつ確実な運営を可能ならしめるため、とくにかかる運営につき責任を負う鉄道事業者に直接にこの排除の権限を付与したものである。

001 解答：妥当である。(I-104)

問題 002

鉄道営業法42条1項により、鉄道係員が当該旅客、公衆を車外または鉄道地外に退去させるにあたっては、自発的な退去に応じない場合、または危険が切迫する等やむをえない事情がある場合には、その都度警察官の出動を求め、警察官職務執行法5条の要件のもとで退去を強制すべきである。

002 解答：誤り

やむをえない事情がある場合には、警察官の出動を要請するまでもなく、鉄道係員において当該具体的事情に応じて必要最小限度の強制力を用いるとした。

(I-104)

問題 003

警察官の職務としての発砲行為において、不審人物の抵抗が一貫して警察官の接近を阻もうとするにとどまり、警察官が接近しない限りは積極的加害行為に出たり、付近住民に危害を加えるなど他の犯罪行為に出ることをうかがわせるような客観的状況は全くなく、また、警察官としては相勤の警察官の到来を待ってその協力を得て逮捕行為に出るなど他の手段を採ることも十分可能であった場合は、当該発砲行為は、警察官職務執行法7条に定める「必要であると認める相当な理由のある場合」に当たらず、かつ、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度」を逸脱したものである。

003 解答：妥当である。(I - 105)

問題 004

河川に違法に打ち込まれた鉄杭を、普通地方公共団体が法律の根拠なくその鉄杭を強制撤去することは、やむを得ない適切な措置であったと評価することはできず、したがって当該鉄杭の強制撤去の違法性は阻却されない。

004 解答：誤り

鉄杭の強制撤去は、やむを得ない適切な措置であり、違法性を認めることはできないとした。(I - 106)

問題 005

河川に違法に打ち込まれた鉄杭を、普通地方公共団体が法律の根拠なくその鉄杭を強制撤去することは、適法と認めることのできないものであるが、緊急の事態に対処するためにとられたやむを得ない措置であり、民法720条の法意に照らしても、普通地方公共団体が当該鉄杭の強制撤去に直接要した費用を同普通地方公共団体の経費として支出したことを容認すべきものであって、本件公金の支出については、その違法性を肯認することはできない。

005 解答：妥当である。(I - 1 0 6)

問題 006

ダンボール小屋の中に起居する路上生活者が警察官によって排除、連行された後、その意思に反してそのダンボール小屋が都により撤去された場合について、都が行った当該ダンボール小屋の撤去は、強制力を行使する権力的公務であるから、刑法234条にいう「業務」に当たらないと解するのが相当である。

006 解答：誤り

たとえダンボール小屋の中に起居する路上生活者が警察官によって排除、連行された後、その意思に反してそのダンボール小屋が都により撤去された場合であっても、都が行った当該ダンボール小屋の撤去は、強制力を行使する権力的公務ではないから、刑法 234 条にいう「業務」に当たると解するのが相当であるとした。

(I - 1 0 7)

問題 007

道路管理者である東京都が、環境整備工事を行うためダンボール小屋を撤去したことは、やむを得ない事情に基づくものであって、威力業務妨害罪としての要保護性を失わせるような法的瑕疵があったとは認められない。

007 解答：妥当である。(I - 1 0 7)